

# 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用の流れ（概要）

65歳以上で心身に何らかの支障があり、サービスの提供が必要な人

下松市 高齢福祉課（1階⑨⑩⑪窓口）に相談します

現在、要介護（要支援）認定を受けている人の更新申請や、訪問型・通所型サービス以外の利用を希望する

要介護認定を受けます

非該当の人

要介護状態ではなく、訪問型・通所型サービスのみを利用を希望する人

基本チェックリスト（※）を受けます  
※生活状況などについての簡易な質問票

介護保険サービス

要介護  
1～5の人

要支援  
1～2の人

新しい総合事業による多様なサービス

サービス事業対象者

自立した生活を送れる人

生活機能の低下がみられ、  
・訪問型サービス  
・通所型サービス

介護保険の介護サービスが利用できます

介護保険の介護予防サービスが利用できます

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員と本人・家族と話し合い、ケアプランを作成します

介護予防支援（介護予防サービス計画）

要介護認定で要支援1・2の認定を受けた人

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人

介護予防・生活支援サービス事業  
が利用できます

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

65歳以上のすべての人

一般介護予防事業  
が利用できます

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業など

介護予防・日常生活支援総合事業

※第2号被保険者（40～64歳）で、要介護（要支援）認定を受けている人の更新申請や新たにサービスの利用を希望する人は、要介護認定申請が必要となります。